

輸入食品に対する検査命令の実施について

以下の輸入食品については、本日から食品衛生法第26条第3項の検査命令を実施することとしましたので、お知らせします。

対象食品等	検査の項目	経緯
台湾産養殖鰻及びその加工品	エンロフロキサシン*	福岡市における収去検査の結果、台湾産活鰻を原料とする鰻加工品（素焼き）からエンロフロキサシンを検出（基準：含有してはならない。）したとの報告を受け、検疫所におけるモニタリング検査を強化した結果、今般、台湾産養殖活鰻からエンロフロキサシンを検出したため、検査命令を実施するものである。 なお、今般、エンロフロキサシンを検出した食品は、全量について廃棄又は積み戻し等の指示を行った。

*ニューキノロン系合成抗菌剤

<参考1>

台湾産鰻の違反事例

- ①品名：うなぎ素焼き（台湾産活鰻を原料とするもの）
 検査結果：エンロフロキサシン 0.14ppm（基準：含有してはならない。）
 違反確定日：平成16年7月9日
 収去及び検査実施自治体：福岡市
- ②品名：台湾産養殖活鰻
 輸入者：大阪魚市場株式会社
 届出数量及び重量：87カートン、1,740kg
 検査結果：エンロフロキサシン 0.12ppm（基準：含有してはならない。）
 届出先：関西空港検疫所
 違反確定日：平成16年10月13日
 措置状況：調査中

<参考2>

台湾産鰻の輸入実績

（平成16年1月1日～10月13日：速報値）

品目	届出件数(件)	届出重量(t)	違反件数*
活鰻	4,264	13,408	1
鰻加工品(白焼き及び蒲焼き等)	440	3,589	0

* 輸入時検査のエンロフロキサシンに係る違反